

交通

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
交通安全	<a href="#">交通事故相談</a>	<p>交通事故による損害賠償の問題や示談の進め方、保険金の請求方法などの相談</p> <p>電話相談 月・火・木・金(休日を除く) 9:00～16:00</p> <p>面接相談 〔福井〕 月・火・木・金(予約時のみ) 9:00～16:00 〔敦賀〕 火(予約時のみ) 10:00～15:30</p>	<p>電話相談 交通事故相談所 電話:0776-20-0518 県 県民安全課内</p> <p>面接相談 〔福井〕 福井市松本 3-16-10 福井県職員会館ビル 4階 〔敦賀〕 敦賀市中央町 1-7-42 敦賀合同庁舎 1階 ※事前予約制</p> <p>県 <a href="#">県民安全課</a> 電話:0776-20-0745</p>
	<a href="#">交通安全ビデオなどの貸出</a>	<p>幼児から高齢者まで、地区や学校、職場などで、楽しみながら交通ルール・マナーが学べるよう、交通安全に関するビデオやパネルを無料で貸出</p>	<p>県 <a href="#">県民安全課</a> 電話:0776-20-0745</p>
道路交通	道路交通情報	<p>県内の主要道路の交通情報(通行止、渋滞状況など)の提供</p> <p>提供時間 月～土曜日 9:00～17:30 日曜日 9:00～16:30 (夜間は録音テープにて提供)</p>	<p><a href="#">(公財)日本道路交通情報センター</a>福井センター 電話:050-3369-6618</p> <p>県 警察本部交通規制課 電話:0776-22-2880(代)</p> <p>県 <a href="#">道路保全課</a> 電話:0776-20-0477</p>
自動車 運転	<a href="#">運転免許</a>	<p>運転免許の更新、住所変更、試験などの手続き案内</p>	<p>県 <a href="#">警察本部</a>運転免許課 電話:0776-51-2820</p>
	安全運転管理者制度	<p>以下の場合、安全運転管理者を選任(変更・解任)の上、公安委員会に届け出が必要 (乗車定員11人以上の自動車は1台以上、その他の自動車は5台以上の自動車を使用する事業所ごとに届出)</p>	<p>県 <a href="#">警察本部</a>交通企画課 電話:0776-22-2880(代)</p>

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
自動車 運転	交通反則通告制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反則者が、反則金を納付すれば刑罰が科されなくなる(少年については家庭裁判所の処分を受けなくなる)という制度</li> <li>・反則金を納付しなかった場合、刑事訴訟手続、または少年審判手続で処理</li> </ul>	各 <a href="#">警察署</a>  県 <a href="#">警察本部</a> 交通指導課 電話:0776-22-2880(代)
	運転経歴証明、 交通事故証明	運転経歴証明(手数料1通 630 円)・ 交通事故証明(手数料1通 540 円) の発行  (郵便振替による申込み用紙は、警察署・交番・駐在所に配置)	自動車安全運転センター福井県事務所 電話:0776-51-3980
	<a href="#">自動車の保管場所証明</a>	自動車の購入、住所変更をする場合、保管場所証明が必要 証明手数料 2,100 円 標章交付手数料 500 円	自動車の保管場所を管轄する <a href="#">警察署</a>  県 <a href="#">警察本部</a> 交通規制課 電話:0776-22-2880(代)
その他	ガードレール、道路標識などをこわしたとき	ガードレール、街路樹、道路標識、信号柱などの道路の付属物をこわしてしまったときは、最寄りの警察署への届出と道路の所管事務所への連絡が必要	各 <a href="#">警察署</a>  ①国管理道路 (県内では国道8号、27号、158号の一部、161号) <a href="#">国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所</a> 電話:0776-35-2661、2662  ②県管理道路(上記以外の国道、県道) 各 <a href="#">県土木事務所</a> または 県 <a href="#">道路保全課</a> 電話:0776-20-0477  ③市町管理道路(市町道) 各市町役場 道路担当課 <a href="#">市町 HP へのリンク</a>